

富山県立大学新棟引越し業務委託契約書

公立大学法人富山県立大学（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 発注者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

（1）委託業務の名称

富山県立大学新棟引越し業務

（2）委託業務の内容

別添「富山県立大学新棟引越し業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

（成果物の納入）

第2条 受注者は、発注者に対し、別紙仕様書のとおり成果物を納入する。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約締結日から令和2年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託業務に係る委託料（以下「委託料」という。）は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 受注者は、第三者に対し、委託業務の全部又は一部を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りでない。

（報告の徴収等）

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、委託業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（業務実施報告書の提出）

第7条 受注者は、委託業務が完了したとき（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、遅滞なく委託業務の成果を記載した業務実施報告書を発注者に提出しなければならない。

（業務実施報告書等の検査及び引渡し）

第8条 発注者は、前条の業務実施報告書を受領したときは、速やかに当該委託業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

2 受注者は、前項の検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、発注者の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

3 第1項の検査及び前項の補正に要する費用は、受注者の負担とする。

4 成果物の引渡しは、第1項（第2項において準用する場合を含む。）の検査に合格したときをもって、完了したものとする。

(検査の完了)

第9条 発注者は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の検査の結果その内容がこの契約の目的を達成していると判断したときは、受注者に対し、その旨を通知するものとする。

(委託料の支払)

第10条 受注者は、前条の通知を受理したときは、委託料の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(委託業務の内容の変更、中止等)

第11条 発注者は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は委託業務の実施を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除等)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、この契約の全部若しくは一部を解除し、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は支払った委託料の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 委託業務を遂行することが困難であると発注者が認めたとき。
- (3) 委託業務を継続する意思がないものと発注者が認めたとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 取締役等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

2 前項の場合において、受注者に損害を生ずることがあっても発注者はその損害を賠償しないものとする。

第13条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（違約金及び損害賠償）

第14条 受注者は、第12条第1項又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、発注者に契約金額の10分の1に相当する違約金を支払わなければならない。

2 受注者は、前項の場合において発注者に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。

（賠償の予約）

第15条 受注者は、この契約に関して、第12条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による契約金額の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第13条第1項第1号又は第2号に該当するときであつて、排除措置命令若しくは納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合

(2) 第13条第1項第3号に該当する場合であつて、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、委託業務完了後においても適用する。

3 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（損害のために生じた経費の負担）

第16条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が、発注者の責めに帰する理由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

（著作権の譲渡等）

第17条 受注者は、受注者が委託業務を行うに当たり新たに作成した著作物の著作権を、成果

物の所有権移転のときに発注者に譲渡する。なお、この対価は委託料に含まれる。

2 成果物に受注者が従前より有している著作物又は第三者の著作物が含まれている場合は、これらの著作物の著作権は譲渡の対象から除外する。ただし、受注者は、発注者によるこれらの著作物利用に支障がないよう必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の取扱)

第18条 受注者は、この契約による委託業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第19条 受注者は委託業務を処理する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(協議)

第20条 この契約について疑義が生じた事項又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

(紛争の処理)

第21条 前条の協議によっても、なおこの契約の履行につき紛争が円満に解決できない場合には、富山地方裁判所を管轄裁判所として紛争を処理するものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年 月 日

発注者 富山県射水市黒河5180番地
公立大学法人富山県立大学
理事長 渋谷 克人

受注者